第5回浦安市障がい者福祉計画策定委員会 <議事録>

- 1. 開催日時 平成20年10月28日 (火) 13時30分~15時30分
- 2. 開催場所 浦安市健康センター第1会議室

3. 出席者

河野康徳委員長、小林澄子委員、出羽文明委員、香川千恵美委員、藤崎広和委員、川口英樹委員、馬場数江委員、田中美樹子委員、成田克信委員、仁科房子委員、西田良枝委員、加藤今日子委員、神谷澄子委員、川村傳委員、西田俊光委員、竹谷弘美委員、筧尚行委員、米本慎一委員、木内孝子委員、鶴見仲寛委員、指田裕司委員、小瀧修委員、上林正和委員、渡辺正道委員

4. 進行

- ① 開会
- ② 議題
 - ・ 現行計画第4章への追加及び削除が考えられる事項等について
 - ・ 福祉関係団体ヒアリング実施状況について
 - ・ サービス見込量と確保のための方策について(地域生活支援事業)
 - その他

5. 委員会経過

事務局: 開会宣言

本日は、前回の会議にて宿題としていただいていた3点についてはじめにご説明させていただき、その後、現行計画の第5章にあたる「サービス見込量」について前回提示できなかった「地域生活支援事業」に関する報告を行いたいと考えます。それでは、以後の議事進行を委員長にお願いします。

委員長挨拶: (略)

事務局: それでは議題①現行計画第4章への追加及び削除が考えられる事項等についてご説明させていただきます。

前回の委員会で、「第1次実施計画の個別支援計画の策定(発達支援推進事業)について、発達障がい児(者)の特性に応じた個別支援計画を策定するとされていますが、個別支援計画を策定する対象者は、発達障がい児(者)に限定されたものとなるのでしょうか。」について、担当部署である発達支援室に確認したところ、下記のとおりとなっています。

回答としまして、個別支援計画とは、利用者が地域で暮らし続けていくために、利用者・保護者の希望やニーズ・意向を尊重し同意の上で計画を作成し、その人が望む生活を実現できるよう具体的に支援するサービスを提供するための計画です。今回、第1次実施計画に記載された「個別支援計画の策定」の内容につきましては、平成17年の「発達障

害者支援体制整備事業」(厚生労働省)の中で、発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための個別支援計画の策定が示され、その内容を受け事業化したものです。しかしながら、実際に運用する段階においては、障がい福祉課等との連携の下、発達障がい児だけでなく乳幼児期において障がいのあるお子さんを対象に個別支援計画を策定していきたいと考えており、現在、乳幼児期から成人期まで途切れることのない支援体制を整備しているところです。

また前回の委員会で、今後、発達障がいについての窓口が一本化になるのかとのご質問もありましたが、まず一義的には、その支援機関が相談にのることになります。しかし立てた個別支援計画については、保育園から学校や、学校から就労など、各ライフステージの分岐点において、次の機関等へスムーズに引き継いでいくために、子どもに関係する担当者が集まる「個別調整会議」を開催していく予定です。また第1次実施計画にもありますように、今後は、子育てに関する簡単な助言や、担当課の紹介を行う「こども総合相談窓口」の開設についても検討しており、ここで発達障がいについての相談があった場合には、専門の部署につなげる役割を果たします。

次にご質問のあった内容についてですが、「第1次実施計画の特別支援学級整備事業」について、最近では、通常の学級において障がい児を支援していくことが主流となっているが、一方ではこの計画事業では、平成20年度以降、小中学校1校ずつ増やしていくこととなっている。市としての明確な考えを示して欲しい。」について、担当部署である教育研究センターに確認したところ、下記のとおりとなっています。

回答としましては、子どもが居住地の学校に通学することが地域とともに育つ学校づくりにとって必要であり、居住地の学校で、本人又は保護者の希望により、通常学級又は特別支援学級を選択できるようにするために全校設置を進めるものです。また障がいのある子どもたちの教育的ニーズや本人及び保護者の就学に対する希望が多様化している中、子どもたちの教育的ニーズや就学に対する希望に柔軟に対応していくためにも、特別支援学級の設置を拡充していくことは必要なことと考えています。現状としましては、特別支援学級での教育を希望する方は、その住んでいる地域の学校に特別支援学級がない場合は、遠くまで通学しているということがあります。平成20年度は明海小学校と入船中学校に特別支援学級を設置しました。平成21年度以降については、保護者等の希望を把握しながら設置する学校を決めていく予定です。

この特別支援学級の整備につきましては、10月に実施した福祉団体ヒアリングの中でも意見としてでているところです。例えば、特別支援学級は特別な子がいる学級という意識を払拭するために、特別支援学級と通常学級との交流を図ることが重要であるとの意見がでています。今後、特別支援学級を整備していくにあたっては、特別支援学級教室の位置が離れすぎていないか、交流学級に机と椅子と常時備えてクラスの一員として迎えているか、付き添う教員の人員確保が出来ているかなどに留意して整備を進めて欲しいとの意見もでております。このような意見等を参考にしながら整備を進めていきたいと考えています。

次にご質問のあった内容についてですが、第1次実施計画の「当代島地区(市道1-15号線)再整備事業」について、具体的な整備場所を地図で提示して欲しい。また当代島地区は、歩道の幅が狭く段差も多いため、車椅子での移動が非常に困難です。今後、整備

を検討していく上で、障がい者やその団体等の意見は取り入れられるのかどうか」について、担当部署である道路管理課及び市街地開発課へ確認したところ、下記のとおりとなっています。

回答としまして、第1次実施計画の当代島地区(市道第1-15号線)再整備事業の整備場所につきましては、この図にもありますように、市民病院と善福寺前の道路になります。またこの再整備を行うにあたりましては、近隣住民や自治会などから意見を聞いた上で実施していく予定です。しかしながら今のところ、障がい者団体を限定としたヒアリング等は考えてはいませんが、当事者や障がい者団体等からご意見をいただければ、今後整備をしていく上での参考にしていきたいと考えています。またこの委員会や団体ヒアリング等でいただいた貴重なご意見については担当課に伝え、また今後、この委員会においても検証していきたいと思います。

委員長: 前回の委員からのご意見、ご質問に対する回答を事務局からご説明いただきましたが、 このことについてご質問いただいた方、それ以外の方のご意見をお願いします。

委員: 前回の資料において「発達障がい児は・・・」と一括して書かれていたので質問させていただいたものですが、その点に関しては今の回答内容で理解しました。

また、説明の後段の「窓口の一本化」に関しては、親の会の中でも意見が分かれるところですが、就学前に気づく、就学してから学習する中で気づく、社会に出てから気づくなど、発達障がいをどの段階で気づくのかによって個人差があるため、トータルな観点から支援していただく機関が必要だと思っています。

委員長: その他にご意見はありませんでしょうか。

委員: 「特別支援学級の整備事業」について、市独自で、職員配置を含めて学級の整備を進めると理解してよろしいのでしょうか。職員の配置も県からの派遣でなく、市として全学校の整備を進めるのか、どのような体制づくりを進められるのかを確認させていただきたい。

委員: 特別支援学級の整備については、市の単独で実施するのではなく、在籍する児童が2名 いる場合は、県から職員が配置されていますので、それを前提に検討しています。

委員 : そうした場合、特別支援学級の対象となる児童が2名いる学校から順次整備するという ことになるのでしょうか。

委員: 2名というのはあくまでも基準であり、保護者の希望があることが大前提です。また学校施設・整備の中で教室が確保できるかという問題も考慮していくこととなります。

委員長: それでは、3番目の道路の整備に関してのご意見はいかがでしょうか。

委員: 道路整備に関しての説明内容で理解できました。ただ、資料の P4にあります「今後については、近隣住民や自治会などから意見を聞いた上で、整備を実施していきたいと考えています。」という点について、当該事業は 15 年くらいで漸く開始されるのですが、車椅子の人が利用できないのでは目的を達しておらず、その意味で、近隣住民や自治会の方がどの程度理解されているかと思います。

事務局: 今回の道路整備にあたっては、道幅をどのようにするのかについて議論があったようで、 実際に歩道を取るために道幅を狭めようかとの議論もあったように聞いています。ただし、 県道のために歩道を広げられないなどが課題となっているようです。

また、資料の回答にある「近隣住民」には当然、障がいのある方も含まれるものであり、 多くの方のご意見を聞きながら事業を進めていくとの考え方が示されたものです。 委員長: 今の3つの質問に対する所管課からの回答内容についてはよろしいでしょうか。それでは次に、議題②福祉関係団体ヒアリング実施状況について、事務局よりご説明願います。

事務局: お手元の資料P5をご覧下さい。1.理解と交流の促進の(1)市民に対する啓発の促進の④福祉教育の充実について、発達障がいについての啓発活動を積極的に行って欲しいとの意見がでています。具体的には、発達障がいというものがあるということ、また早期に療育・教育環境を整えることが大事だということを一般の人に伝えて欲しい。またそのための講演会を継続的に行って欲しいとの意見がでています。このことにつきまして、今年度ではこども部と福祉団体が協賛して、12月12日に発達支援に関する講演会をwave 101において開催する予定です。

次に(2)ボランティア活動の支援の①ボランティアに関する情報の提供について、ボランティアに協力要請したいが情報が不足しているので、ボランティア団体の活動状況等情報を随時提供して欲しい。また市全体でボランティアの情報を教えて欲しいとの意見がでており、ボランティアの情報があまり行き届いてないことがわかります。

次に(3)交流機会の充実の③障がい者との交流促進の中では、市内の中途失聴者・難聴者の方の会への参加が少ないため、市の広報などでアピールをして欲しい、聴覚障がい者全体で仲良く取り組みたいので市内での聴覚障がい者達とも交流を図りたい、いちょうの会の新規加入者が少なく会員が減少傾向にあるため、関係機関の連携による未加入者への働きかけを行って欲しいとの意見がでています。今後団体活動を積極的に行っていくためには、会員の新規加入が必要であり、行政でも働きかけを行って欲しいとの意見が主でありました。

次にお手元の資料 P 6 をご覧下さい。 1. 理解と交流の促進の (3) 交流機会の充実の ③ 障がい者との交流促進について、現在、定例会や療育事業などの主な活動場所としてゆうあいを利用させてもらっているが、いつまでも使えるとは思えないなどの意見がでております。 このようにして主にゆうあいのスペースの問題がでており、今後は第 1 次実施計画の障がい者福祉施設整備事業とあわせて検討を進めていく予定です。

次にお手元の資料P7をご覧ください。2. 福祉・生活支援の充実の(3) 在宅福祉サービスの充実の②障害者自立支援法の適正な運営と③ホームヘルプサービス事業の充実の中では、障害者自立支援法の支給決定を受けてもサービスを利用することができない、介護などの福祉従事者が減少しているため、報酬単価の見直しについて働きかけを行って欲しい、ヘルパーの数が少なく、利用したい時に利用できないのが現状であるなどの意見がでています。この問題を解決するためには、事業者の経営基盤を強化することが1つの手段として考えられますが、このことについての国の動きとしては、昨年の12月に法の抜本的な見直しに向けた検討を開始し、今年度は国の社会保障審議会において、報酬単価を含めた法の見直しを検討しているところです。

P8の⑩利用者負担軽減措置に関し、「障がいが重度ほど多くの援助が必要。受益者負担制度のみでは、重度障がい者ほど経済的負担が大きくなる。市で負担分を支給して欲しい」との意見がでており、市としての自己負担分について、市単独の時限措置として、市民税非課税の方は無料としています。しかし、あくまでも時限措置ですので、今後の方向性について現在内部的にも検討を進めているところです。なお、社会保障審議会においても利用者負担の見直しに関する議論が行われていると聞いています。

次に、大項目「3.保健・医療の充実」の中項目「障がいの早期発見・早期対応等の促進」内の「②療育等、障がいへの早期対応の促進」に関連し多く意見が出されていたのが、 発達障がい者支援センターの整備や発達障がい児・者の支援体制の確立です。

この発達障がい者支援センターの整備については、国の「子ども・子育て応援プラン」の中でも平成19年度までに60の都道府県・政令指定都市等において整備を進めることが目標となっており、順次整備が進められています。

千葉県にも発達障害者支援センターがあり、浦安市でもこうした施設ができないかとの 要望が出されていますが、現段階で市の単独での整備は難しいところであると考えていま す。

P9の中項目「(3)保健・医療サービスの充実」の「在宅医療サービスの充実」に関連しては、精神障がい者の緊急時での体制であり、市としても今後、県に要請していく考えです。

P10の「③受診機会の充実」に関して、通院ヘルプサービスを使いやすいものにして 欲しいとの意見がありました。今後は利用者や事業者のニーズを聞きながら、制度改善に 向けて検討していきたいと考えています。

次に大項目「4. 療育・教育の充実」の中項目「(1) 就学前療育(教育)等の充実」の「①地域療育事業の充実」では、こども発達センターが希望どおりに利用できない、17時以降の利用も行えるようにして欲しいなどの意見が多く出ております。

中項目「(2) 就学後療育(教育)等の充実」の「①特別支援教育の充実」については、 市内に特別支援学校を作って欲しいなどの意見がでております。

P12の大項目「5. 雇用・就労支援の推進」の「①市及び関連機関での雇用の促進」に関して、市や公民館などでの障がい者の雇用促進に引き続き取り組んで欲しいとの要望がでています。公的機関での雇用拡大については、第1次実施計画での計画事業とさせていただきました「ワークステーション整備事業」とあわせて人事課と障がい福祉課で検討しているところです。

「④民間事業所への啓発活動の強化」では、企業の理解の不足や知的障がい者の雇用実績が少ないなどの意見が多く出され、企業への啓発が必要との指摘がありました。今後この問題については、地域自立支援協議会においても引き続き検討を重ねていきたいと考えています。またあわせて就労支援センターの機能強化を図り、就労支援についてのネットワークづくりや職場開拓なども必要であると考えられます。

P13の中項目「(2)福祉的就労の促進、就労支援体制の充実」の「①障がい者福祉 センターの充実等」に関して従来、平成21年度に新体系への移行を進めるよう説明して きましたが、このことにつきましては、本日の会議の最後にご説明させていただきます。

次に大項目「6.生活環境の整備」の中の中項目「(1)歩行空間・建築物の整備」の「①足元からの都市づくり」について、医療機関の前に鮮明な色の玄関マットの設置や音響案内装置の設置などの要望がでています。

P14の大項目「6.生活環境の整備」の中の中項目「(2)移動・交通手段の整備」の「①福祉的バス等の運行の充実」に関し、おさんぽバスでの福祉回数券の利用の要望が出ています。

次に「②避難・誘導体制の整備」については、災害時の避難誘導に不安があるとか、福

祉避難所を設置してもパニックになってしまう障がい者がいるために個室対応をして欲しいとか、視覚・聴覚障がい者は状況を把握しにくいといった指摘がありますが、これらに関しましては現在、関係部署で「災害時要援護者対策」について協議を進めています。

最後にP16のその他の部分につきましては、親亡き後の生活全般に渡る不安についての意見が多くでています。

今回の団体ヒアリングでいただきました意見については精査した上で、今後の計画に盛り込める部分については盛り込んでいき、それ以外の部分については、今後の計画に関する検証会議や策定委員会において、進捗状況や市としての考えなどを含め回答していきたいと考えています。

委員長: 重点的なものに絞って説明いただきましたが、どのご意見も重要であり、かつ多岐に渡っているものであると思われます。以上の説明に関しご意見等はありますでしょうか。

委員: P11「①就学相談体制の充実」について、就学とは小学校や中学校に入る段階での意味合いに聞こえるが、在宅段階での支援を要望していたので、意味合いが多少異なるように思います。表現を工夫していただければと思います。

委員: P14の「①住宅関係助成制度の充実」について、民間のアパートなどへの家賃補助がない点について、グループホーム等と同様に取扱いをしてもらいたいとの意見を出したつもりなので、そのように理解していただくようお願いします。

委員長: その他に何かご意見等はありませんでしょうか。それでは、議題③のサービス見込量と 確保のための方策案について、事務局より説明をお願いします。

事務局: お手元の資料 P 1 9 をご覧下さい。前回の委員会では、時間の都合上ご説明できなかった地域生活支援事業の部分についてご説明させていただきます。

まず「相談支援事業」についてですが、この事業は障がい者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行うものです。見込量につきましては、第1期障害福祉計画と同様の1箇所とさせていただきたいと考えています。

次に「移動支援事業」についてですが、この事業は障がい者が円滑に外出できるよう、移動を支援するものです。見込量につきまして、第1期障害福祉計画では、1か月あたりの利用実人数を15%ずつ増加すると見込み、また1か月あたりの時間分については一般の障がい者の年間支給決定時間である480時間を基礎として算定しました。第2期障害福祉計画では、平成18年度及び平成19年度の実績値を参考にし、1か月あたりの実人数については19%増として見込みました。また1か月あたりの時間分については、平成18年度及び平成19年度の支給決定者のサービス利用率である1か月あたり9日を基礎として算定しました。しかしながらこの事業については、以前の委員会でも問題として取り上げてきましたが、ヘルパー不足によりサービスの支給決定を受けてもなかなかサービスを受けることができない環境にあるということです。

次に「コミュニケーション支援事業」についてですが、この事業は意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記者を派遣するものです。見込量につきまして、第1期障害福祉計画では、1か月あたりの延件数については11%から12%増として見込みました。第2期障害福祉計画では、平成18年度及び平成19年度実績及び伸び率である9%増を勘案して算定しました。よって第1期障害福祉計画での計画値と比べると下方修正として考えています。

次に「日常生活用具給付事業」についてですが、この事業は障がい者に日常生活用具を 給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図るものです。第1期障害福祉計画では、 各年度の件数を10%ずつの増加として見込みました。第2期障害福祉計画では、平成1 8年度及び平成19年度の実績及び伸び率である9%増を勘案して算定しました。また平成18年10月からストマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋)が補装具から日常生活用具へ移行し、 平成19年度からはその利用者分が増加しています。

次に「地域活動支援センター事業」についてですが、この事業は創作活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流を行う施設です。Ⅰ型では基礎事業に加え専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。Ⅱ型では基礎事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。Ⅲ型では基礎事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施します。第1期障害福祉計画の平成23年度における計画値を、Ⅰ型1箇所、Ⅲ型2箇所、Ⅲ型1箇所として考えていました。第2期障害福祉計画では、平成19年度の実績を参考に新たに平成23年度の目標値を決めました。Ⅰ型は1箇所、Ⅱ型は3箇所として考えました。

次に「日中一時支援事業」についてですが、この事業は障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするものです。第1期障害福祉計画では、毎年度1名ずつの増加として考えましたが、第2期障害福祉計画では、平成18年度及び平成19年度の実績値に基づき計画値を算定しました。平成21年度より当該事業を実施できる場の整備を考えているため、1か月あたりの実人数については平成21年度から平成22年度にかけて200%の増加として見込みました。1か月あたりの延人日については、平成18年度及び平成19年度の利用実績が概ね12日であることから、実人数にかけて算定しました。よって第2期障害福祉計画での計画値は、第1期障害福祉計画と比べ、実人数及び延人日ともに大幅な増加を見込んでいます。

次に「訪問入浴サービス事業」について、この事業は訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。第1期障害福祉計画では、毎年度1名ずつの増加とし、1か月あたりの回数については20%ずつの増加として考えました。第2期障害福祉計画では実人数について、平成18年度及び平成19年度の実績値に基づき算定しました。また1か月あたりの回数については、平成18年度及び平成19年度の利用実績が概ね6回であることから、実人数にかけて算定しました。

次の「更生訓練費給付事業」「知的障害者職親委託制度」「自動車運転免許取得・改造助成事業」については、第1期障害福祉計画での計画値と同じとして見込みました。

最後に「奉仕員養成研修事業」についてですが、この事業は手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修するものです。第1期障害福祉計画では、各年度1名ずつの増加として見込みましたが、第2期障害福祉計画では、平成20年度より要約筆記奉仕員養成講座の基礎課程と応用過程を同一年度内に開催することとなったため、増加として見込みました。

委員長: ただ今の説明は、地域生活支援事業に関する見込量で上方修正するもの、下方修正する もの、当初の見込みを継続するものの3つのタイプに分けた説明でしたが、この説明に対 し、何かご意見やご質問はございますか。

委員: 今の地域生活支援事業の見込量の議論に関し、「移動支援事業」の実績に基づいて計画 が立てられているということだが、ヘルパー不足などから利用者ニーズはあるものの、利 用できない人が存在するという話があった。

私どもの情報では、サービスを使いたいのだが使えないという声が多く聞こえている。 地域自立支援協議会の会合の中でも「申込者の3割しかサービスを提供できていない」と の情報もある。その意味で、単にこれまでの実績に基づいた算出の考え方はおかしいので はないか。

同様に地域生活支援事業ではないが、「行動援護」についてはもっと深刻な状況であり、 重度障がい者が利用できない現状があることを認識し、移動支援事業の検討においてこう した状況を考慮する必要はないのだろうか。

2番目に「地域活動支援センター」の説明にあった「Ⅰ型」「Ⅱ型」「Ⅲ型」がどこにあたるのか確認したいのと、「Ⅲ型」について市では第2期障害福祉計画では考えていないということか確認したい。

最後の質問として、「日中一時支援事業」と市が実施している「一時ケア」の違いは何かお尋ねしたい。

事務局: 「移動支援事業」に関して使いたくても使えない現状があるとのご指摘でしたが、計画というものはこれまでの実績の延長としての考え方ではなく、市としてどのようなものをどれだけ整備していかなければならないのかと目標を定めていくものだと認識しています。移動支援事業について実績値だけとらえて考えていくと、例えば平成18年度実績をみると、一人当たり1月平均で3.9日しか利用できていない、平成19年度実績では8.6日という実績となっており、例えば、この中間値をもとに算出すると平成23年度の見込量は大幅減となってしまいます。そこで事務局案は、単純に実績値に合わせるのではなく、一人当たり月に9日以上利用できるよう仮定し2,880時間分/月を算定したものです。

市民ニーズについては、今回実施したアンケート調査の中で利用ニーズを把握しており、 事務局としてもアンケート結果を加味し再度検討することとしています。したがって、本 日提示の目標数値は確定値ではなく、次回以降さらに協議いただくよう考えています。

次に、地域生活支援事業の平成19年度実績については「Ⅱ型」が1箇所でソーシャル サポートセンター、「Ⅲ型」については基礎的事業と強化事業を含むものが1箇所で身体 障がい者福祉センター、また、基礎的始業のみの実施がデイサポートセンターとなります。

委員: 「I型」はどのようになっていますか、平成23年度の目標でも結構です。

事務局: 「I型」は地域活動支援センターとも、「II型」の3箇所が身体障がい者福祉センター、セイサポートセンター、ソーシャルサポートセンターを想定しています。また第1期障害福祉計画では、当初、福祉作業所の一部が移行することを想定していましたが、今回の計画案では事務局としては見込んでおりません。ただし、今後の議論の中で「III型」として計画する必要があるということであれば、再度検討したいと考えます。

次にご質問のあった「日中一時支援事業」と「一時ケア」の関係について、「日中一時

支援事業」は障害者自立支援法の地域生活支援事業に基づくものであり、また「一時ケアセンター」については、市の条例に基づく施設となっています。現在、日中一時支援事業の事業者がないということで放課後の利用、特に学童保育の対象年齢を越えた子どもの放課後保育の要望が多く、一時ケアを使いたくても定員の関係で使えない人がいることから、利用者にとって「日中一時支援事業」と「一時ケア」とをある程度選択できるような環境整備が今後必要であると考えています。

委員: 今説明のあった「選択する」とは、機能・事業内容の違いはあっても一時ケアセンター は日中一時支援事業と同じ事業として理解してよろしいのでしょうか。

事務局: この2つの事業はレスパイト的な役割を果たしますが、先程もご説明させていただきましたとおり、法的根拠が違うため切り離して考えていただければと思います。

委員: 地域生活支援事業の目標値の説明資料の中で、第1期障害福祉計画では単位が「年」である一方で、第2期障害福祉計画では「月」となっているが、何か意味合いがあるのでしょうか。

事務局: 地域生活支援事業について、県の説明の中でも今日提示しました内容ほどに詳しく示すようにはなっていませんし、国・県から「単位」の指定があるわけではありませんが、市としては計画目標値をもって今後取り組む必要があるとの認識に立って設定したものです。また、他のサービスをみていただくとすべて月単位であり、これらを共通化した方が分かりやすいとの考え方に立ったものです。

委員: 「移動支援事業」の件で、先程の議論にもあったように、支給決定を受けてもサービス を提供してもらえる事業所がないために、利用したくても利用できない状況があるという ことは、障がい者の側に立ったサービス提供の姿ではなくなっているのではないかと思わ れます。これは大きな問題だし、疑問であると思っています。

資料P20の「訪問入浴サービス」については当初予定していたよりも少なく提示されていると思いますが、現在デイサービスを利用している人の多くが入浴サービスの利用目的であるというのを現実に照らした時、在宅での入浴サービスの利用者は、どのような障がいをお持ちで、どのような年齢構成になっているのでしょうか。週に1.5回、月に6回というのは少ないのではないか、真夏などに耐えられないのではないか、健常者でも毎日シャワーを使いたいと思うようなときに、この回数では少なすぎるもので、非人間的な数値設定ではないかと思われます。

事務局: まず移動支援事業について、事務局としても支給決定を受けて利用したくても利用できない現状であることは十分に認識しております。マンツーマンという観点でいえば、これに対応できる事業所は市内にも多くあると思われますが、現状でサービスを利用される方のうち、集団での対応で可能な利用者が移動支援や居宅介護などのマンツーマンでのサービスを利用しているという実態もあります。

今後、日中一時支援事業について整備が進むことによって、本来サービスを利用希望している方へサービスが提供できる環境が整ってくると、本来移動支援のサービスを必要としている人にヘルパーが対応できるようになるとも考えられます。

訪問入浴サービスについては、ご指摘の意味合いからは数値目標が利用される方の意に 沿ったものなのかという思いはありますが、このサービスを利用される方の年齢層は30 歳代から60歳代までの幅広い年齢層となっており、週に2回ほどの利用実績という点を 踏まえた数値設定です。

今後は、現状の週2回のサービス提供で満足されているのか検証させていただき、例えば利用者が夏場の利用を我慢されているのであれば、予算上の問題点もありますが、訪問 入浴サービスの規則、運用面も含めた検討を行っていきたいと考えています。

委員: 「移動支援事業」について、支給決定を受けながらも地域へ買い物に出たいと思っても利用できない、月に1・2回、外に出たいとか映画を観たいと思ってもそうした要望にはなかなか応えてもらえないなど、我慢を強いられる生活になってしまっている。文化的な生活を送れていますかと問われれば、「NO」としか言えないのが現状です。

福祉分野での人材が不足しているから、障がい者当事者がサービスの利用を我慢しなければならない今の環境に対し腹立たしく思いますし、事業所に対して要請していっても事業所が対応でき得る現状でないとすれば、これらを側面的に支援していくのがこれからの行政のあり方だと思います。

また、2点目として、どのような障がいがあっても文化的な、人間的な生活を保障するということはどのようなことか疑問をもつ、すべてにおいて障がい者が受身の形になってこれからの生活像を描けないでいる。訪問入浴サービスについても、重度の障がい者は先程のような生活を10年から15年来強いられていることを再度申し上げておきたい。その分を家族が担っているが、家族のいない方にとってはヘルパーも利用できない現状ではどのように暮らしていけばよいのか疑問に思います。

委員長: 昭和59年の障害者基本法の改正において掲げた「自立と社会の促進」は、両委員から ご指摘の内容は正にそれをどのように実現していくかといったものであると痛感していま す。文化的な側面にいかに着目するか、そして生活のニーズに即していくかということで あろうと思います。また、その一方で「シーズ」という考え方があって、ニーズを掘り起 こす「種(シーズ)」であるが、その種が見つからないからニーズ(必要性)は見えてこ ないといった側面もあり、その種に相当するのが人的資源であろうと思います。

先程のご批判のとおり、リーダーシップを発揮するのが行政であり、かつて掲げた「自立と社会参加」というスローガンの中身を具体化していくのが今日の議論だろうと感じました。

事務局: 委員のご指摘の内容につきましては、事務局としても重く受け止めています。少しでも 利用できる回数が増えるとかの努力を進めていかなければならないと思っています。

なお、先程の移動支援事業の説明の趣旨も、社会資源が不足しているがために需要が多くなっているサービスについては、あるべき姿とは異なる利用が行われ、本来受けるべきサービス対象者に提供できていない部分がある点を申し上げたものであり、社会資源が不足している部分を今後クリアーしていかなければならないと考えています。またこの計画の中にもご意見を少しでも反映できるよう努めていきたいと思っています。

委員長: 今の議論に関連して思い出した言葉に「T・T・T」があります。これは北欧の考え方で、福祉サービスには「Things Take Time.」の理解が必要であるということです。つまり、物事には時間もかかるということで、世界最高レベルのノルウェーでも「こんなに時間がかかりました」との話がありました。

先ほどのご意見のようにサービスの充実に10年以上の時間が経過しているとの指摘がありましたが、上記のような点も考慮していく必要があるのではないかと感じま

す。

委員: 自分自身が介護に携わっている立場から、委員や行政の両者の気持ちが痛いほどわかります。介護保険制度では、それまで行政主導であったものが、サービス提供が民間に移行し、ケアマネジャーがケアプランを作成しサービスを調整し提供する仕組みとなっています。こうした仕組みの中で、障がい者の求めるサービスが利用できるようになればよいと感じました。

委員長: 今のご意見は、介護保険法のケアマネジャーであって、障害者自立支援法では相談 支援事業者に当たるものですが、その意味ではご指摘の趣旨には同感だと思います。

委員: 2つの質問があり、一つ目は「移動支援」と「日中一時支援」との関連性について 事務局の説明ではマンツーマンの対応が必要でない人とか、本来の移動支援事業の対 象ではない人といった表現がありましたが、例えば個別的な支援が必要でなくても "預り"のニーズは個別的であり、障がいの程度が軽いからマンツーマンは必要ない といった発想や「本来・・」という表現は避けた方がよいと思います。

今、外出でヘルパーを利用している人についても、行政の支給決定に沿って支援プランが作成され、移動支援が必要だからヘルパーが派遣されるといった形態となっています。今後、日中一時支援事業が充実したとしても移動支援事業の給付が減ったり、障がいが軽いから利用できないといったことがないようにしてもらいたいと、意見として申し上げておきたいと思います。

2点目として、資料P19の地域活動支援事業に関して、I型からⅢ型までそれぞれの事業内容が明示されていますが、市としてそれぞれこのようにあってほしいとの考え方に立ったものなのか確認をいたしたい。

事務局: 日中一時支援事業と移動支援事業の関連性に関しては、語弊があったようですが、 要はサービス利用に際し行政が関与するのではなく、利用者が要望に沿って主体的に "選べる環境"をつくっていくという考え方に立っています。

2点目の地域活動支援センターに件については、国の定員に関する基準が定められており、実績も含めこれに基づいた報告を県へ行っており、この基準に沿った形での事業内容を想定しています。

委員: 地域活動支援センターのⅠ型からⅢ型についてはそれぞれ国の基準に沿って事業内容を考えているということでよろしいでしょうか。

資料に、「I型」は基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。「II型」は基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。また、「III型」基礎的事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施する、と明確に事業内容が区分けされていますが、単に利用定員だけでの判断ではないということでしょうか。

事務局: 地域活動支援センター事業の区分は、国の事業内容の要件に沿って考えています。 またこれには利用定員も含まれるとの意味合いからご説明したものです。

委員 : 移動支援事業の件で、事務局からはマンツーマンに対応できる社会資源が不足して

いるからといった説明がありましたが、移動支援事業の利用者のニーズは個別的であり、例え日中一時支援事業の基盤ができたとしても、どのようなサービスを利用するにしても必ず送迎は必要となってくるものだと思います。現状は他のサービスの社会資源があったとしても移動支援事業が利用できないから結果として他のサービスも利用できないでいるというのが実態だと思われます。

その意味で、日中一時支援事業の目標を上方修正し充実したとして移動支援がもっと 充実しないと他の社会資源もうまく活用していけない問題が生じてくると思われますの で、こうした点をふまえ今後の見込量を決定していけたらと考えます。

事務局: 今のご指摘のとおり、例え日中一時支援事業を充実しても行く手段がないとうまく 活用されない点は事務局としても認識しております。

多くの委員からいただいたご意見をふまえながら移動支援事業については今後検討 し整備を進めていかなければなりませんが、同時に日中一時支援事業についてもその 事業の中で送迎を含むといったワンセットでの検討を進めたいと思います。

委員: 社会資源が足りないのは明らかな事実だと思いますし、例えば訪問入浴サービスでもその労働は大変なもので、こうした分野で今後若い担い手が増えることも考えにくい現状があります。今後、高齢化が一段と進む中で、人材の確保ができるのか一層不安に感じています。

また、資料のP19にある地域活動支援センターに関し、「I型」の数をもっと増やすべきではないか、地域のボランティアの堀り起こしなど地域への働きかけをもっと進めていくべきであると思いますし、人材育成を含め行政もこれを一層支援してほしいと考えます。

委員長: 各委員には活発にご議論いただきましたが、時間も迫ってきましたので、議事の「その他」として事務局から重要な補足説明もあるとのことですので、最後に事務局からの説明をお願いします。

委員: 障がい者福祉センターの新法体系への移行に関し、前回の会議で指定管理者制度の中でどのような考え方をしていくのかとの委員からのご指摘がありました。

この件に関し、指定管理者制度の契約内容等を調べたところ、契約期間が平成22 年度までとなっており、その間の変更はできないといった点を所管課で確認しています。このため、次回に改めて変更の内容を報告させていただきます。

委員長: それでは、最後に本日の議論の全体にわたってのご意見等がありましたらお願いします。

委員 : 会議の初めの部分で説明があった教育研究センターの件で、先ほどの教育委員会の 説明では、「特別支援学級を各学校に設置することについてはニーズがあれば設置し たい」とのことでしたが、特別支援教育の考え方の中では「特別支援教室」の設置も 可能となっています。たとえば普通学級の中にいる障がいのある子どもに対して個別 の指導を行うといった時に特別支援教室の設置も考えられるのですが、前回の資料の 中に「学習支援教室の整備事業」が挙げられていましたが、この「特別支援教室」と いう文面がない。

選択の幅を広げるという意味では普通学級を選んだ場合でも「特別支援教室」も選択できるようしていくべきだと思いますし、これらは同時に検討していただきたいと思い

ます。

委員 : 特別支援学級の対象には、聴覚障がいの子どもを含まれるのでしょうか。

事務局: 聴覚障がいのある子どもも含まれます。

委員長: 予定の時間が過ぎましたので、本日はこれにて閉会といたします。